

子ども・子育て支援新制度

幼稚園、保育所（園）及び認定こども園入所（園）について

【令和7年度途中入所（園）用】

◆もくじ

- 1 幼稚園、保育所（園）及び認定こども園とは
- 2 入所（園）にあたって
- 3 入所（園）までの手続きについて
- 4 利用にあたって
- 5 提出するもの
- 6 お問い合わせ先



上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」

1 幼稚園、保育所（園）及び認定こども園とは

(1) 幼稚園とは

3歳以上の子どもを保育し、適切な環境の中で心身の発達を助けるため、幼児教育を行う施設です。なお、本書は、子ども・子育て支援制度に移行した園を対象としています。

(2) 保育所（園）とは

保護者の仕事や病気などのため、家庭で子どもの保育が継続的にできない場合に、保護者に代わって就学前の乳幼児の保育を行う施設です。

(3) 認定こども園とは

幼稚園と保育園の両方を兼ね備えた、1つの園に幼稚園部と保育園部の両方がある施設です。

※子ども・子育て支援制度では、これらの施設は「教育・保育施設」と呼び、利用にあたって共通の手続きが必要となります。なお、制度については、「こども家庭庁子ども・子育て支援制度」のホームページ

(<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/sukusuku/>)

で詳しい内容がご覧いただけます。

2 入所（園）にあたって

「教育・保育施設」の利用にあたっては、上市町に「認定申請」を行っていただき、「認定証」の交付を受ける手続きが必要です。なお、お子さんは、年齢や家庭の状況に応じて次の3つの区分のうち、いずれかに認定され、認定の区分に応じて利用できる施設が決まっています。

認定区分	対象	利用対象施設
1号認定	教育のみを必要とする3歳以上のお子さん	幼稚園 又は認定こども園の幼稚園部
2号認定	保育を必要とする3歳以上のお子さん	保育所（園） 又は認定こども園の保育園部
3号認定	保育を必要とする3歳未満のお子さん	保育所（園） 又は認定こども園の保育園部

※保育を必要とする事由は、次のとおりです。

- ①就労（正規、パート等の雇用区分を問わない。）
- ②出産
- ③疾病又は障害のため、保育が困難なこと。
- ④同居又は長期入院等している親族（入所（園）を希望するお子さんを除く。）の介護、看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動、起業準備
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること（在所（園）児のみ）。

※集団生活に慣れさせることや、下のお子さんの保育に手がかかることなどは、保育を必要とする事由にはあたりません。



時間の保育時間は、施設ごとに設定することとなっております。また、利用時間を

延長保育	保育短時間 8 時間	延長保育
------	------------	------

就労の区分と同様



3 入所（園）までの手続きについて

認定の区分に応じて、手続きの流れが異なります。入所（園）開始日は毎月 1 日です。

(1) 1号認定の場合

① 認定申請書の受付	施設へ直接お申し込みください。 施設からの入園内定後、認定申請書を入園希望月の前々月末日までに福祉課児童班へご提出ください。
② 認定決定の通知	原則として郵送で交付します。 なお、認定決定通知書は施設から提示を求められる場合がありますので、大切に保管してください。

※保育の必要性がある方は、お申し出ください。別の申請（子育てのための施設等利用給付認定申請）により、預かり保育料が無償となる場合があります（満3歳課税世帯を除く）。

※子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園は、別の申請（子育てのための施設等利用給付認定申請）となりますので、事前に福祉課児童班へお問い合わせください。

(2) 2、3号認定の場合

① 町内施設の場合

① 認定申請書兼入所申込書の受付	入所（園）申込書は必要書類を添えて、入所（園）希望月の前々月末日までに福祉課児童班へご提出ください。
② 認定決定の通知及び入所承諾書の交付	原則として郵送で交付します。 なお、認定決定通知書は施設から提示を求められる場合がありますので、大切に保管してください。

② 町外施設（広域入所）の場合

① 認定申請書兼入所申込書の受付	入所（園）申込書は必要書類を添えて、福祉課児童班へご提出ください。 入所（園）希望施設の所在自治体により提出期限が異なりますので、お早めにお問い合わせください。
② 認定決定の通知及び入所承諾書の交付	原則として郵送で交付します。 なお、認定決定通知書は施設から提示を求められる場合がありますので、大切に保管してください。

※2、3号認定にて町外施設の利用を希望される場合は、施設所在自治体との協議が必要です。保育所（園）利用の条件等は、自治体により取扱いが異なるため、ご希望に添えない場合もありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

※認可外保育施設等を利用される場合は、別の申請となりますのでお申し出ください。

4 利用にあたって

(1) 利用時間について

認定区分に応じて、保育等を利用できる時間が異なります。

区分	利用時間	
1 号 認 定	教 育 時 間	4 時間
2 、 3 号 認 定	保 育 短 時 間	8 時間
	保 育 標 準 時 間	11 時間

また、保護者の状況に応じて、預かり保育や延長保育をご利用いただけます。

(2) 保育料について

4 月から 8 月までは前年度、9 月からは当該年度の市町村民税課税額状況により算定します。算定対象は、保護者（父母）ですが、市町村民税非課税の場合は、同居の祖父母等を対象とすることがあります。

5 提出するもの

(1) 教育・保育給付認定申請書兼入所（園）申込書【児童 1 人につき 1 枚】

(2) 保育料の決定に必要な書類【父、母分】

※次のいずれかに該当される方のみ必要です。

① 町外から転入された方

＜8 月入所（園）まで＞

令和 6 年 1 月 1 日時点の住所が町外の場合は、当該住所の申請が必要です。

＜9 月入所（園）以降＞

令和 7 年 1 月 1 日時点の住所が町外の場合は、当該住所の申請が必要です。

② 海外勤務や海外から転入された方

＜8 月入所（園）まで＞

令和 5 年中の海外での収入額と控除額がわかる書類を提出してください。

＜9 月入所（園）以降＞

令和 6 年中の海外での収入額と控除額がわかる書類を提出してください。

③ 税申告をしていない方

税申告を行い、その控えの写しを提出してください。

④ 要保護世帯等（ひとり親世帯等）に該当される方

戸籍謄本、療育手帳など、要保護世帯等であることが確認できる書類の写し

(3) 上市町預金口座振替依頼書【児童 1 人につき 1 枚】

※3 歳未満で保育所（園）（事業所内保育施設及び町外公立施設を除く。）利用を希望する方又は 3 歳以上で町内公立保育所利用を希望される方のみ必要です。

（取扱金融機関） 北陸銀行、富山銀行、富山第一銀行、富山信用金庫、北陸労働金庫
J A アルプス の金融機関の本・支店 、 ゆうちょ銀行

※申請書を提出する際、福祉課窓口にて提示いただくもの

- ・申請者である保護者の個人番号カード又は個人番号通知カード
- ・来庁者の本人確認ができるもの（運転免許証など）

※申請者である保護者以外が申請書を提出する場合は、委任状が必要です。

(4) 保育を必要とする事由のわかる書類【父、母分】

※保育所（園）、認定こども園保育園部の利用を希望する方のみ必要です。

事由	内容	提出書類等
①就労	・雇用されている場合（正規、パート等の雇用区分を問わない。） ・自営業をしている場合 ・内職をしている場合 など	☐ 就労証明書
②妊娠・出産	・原則として産前6週間、産後8週間	☐ 疾病・出産等申立書 ※母子手帳の写しを添付
③疾病・障害	・疾病又は障害のため、保育が困難な場合	☐ 疾病・出産等申立書 ※診断書等を添付
④介護・看護	・同居又は長期入院等している親族（入所（園）を希望するお子さんを除く。）の介護、看護をしている場合	☐ 介護（看護）状況申立書
⑤災害復旧	・り災している場合	☐ り災証明書の写し
⑥求職活動、起業準備	・求職活動中又は起業準備中の場合	☐ 求職活動等申立書 ※入所（園）後3か月以内に就労証明書を提出
⑦就学	・学生の場合（職業訓練校等における職業訓練を含む。）	☐ 在学証明書又は学生証の写し ※時間割等のスケジュールがわかるものを添付
⑧虐待・DV	・虐待やDVのおそれがある場合	☐ 申立書 ※児童相談所等相談機関での証明書を添付
⑨継続利用	・育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な場合	☐ 就労証明書 ※育児休業取得期間のわかるものを添付

※申請書やその他の提出書類に虚偽の記載があった場合や、必要な書類の提出がない場合は、入所（園）を取り消す場合があります。なお、申請内容に変更があった場合は、福祉課児童班までご連絡ください。

※上記「⑥求職活動、起業準備」事由による認定期間は、原則3か月間です。

6 お問い合わせ先

(1) 町内保育所（園）

保育所（園）名		所在地	電話番号
町立	柿沢保育所	柿沢 828	472-0329
	白萩西部保育所	湯上野 95-2	472-1402
私立	三日市保育園 （（福）上市町三日市保育園）	三日市 3	472-0449
	若杉愛児保育園 （（福）若杉児童福祉会） ※ 未満児専門保育	若杉 52-4	473-0010
	ニチイ弓庄保育所 （（株）ニチイ学館）	横越 17-1	472-0088
	音杉保育園 （（福）穀行福祉会）	法音寺 10-1	472-2044
	南加積保育園 （（福）光南会）	広野 1540	473-0185

(2) 町内認定こども園

認定こども園名	所在地	電話番号
認定こども園相ノ木保育園 （（福）富山学院福祉会）	飯坂新 125-1	473-0433
認定宮川こども園 （（福）若杉児童福祉会）	中江上 96	472-2402

(3) 上市町福祉課児童班

TEL 076-472-1111（内線 7232）

076-473-9108（直通）